

## 船舶事故調査報告書

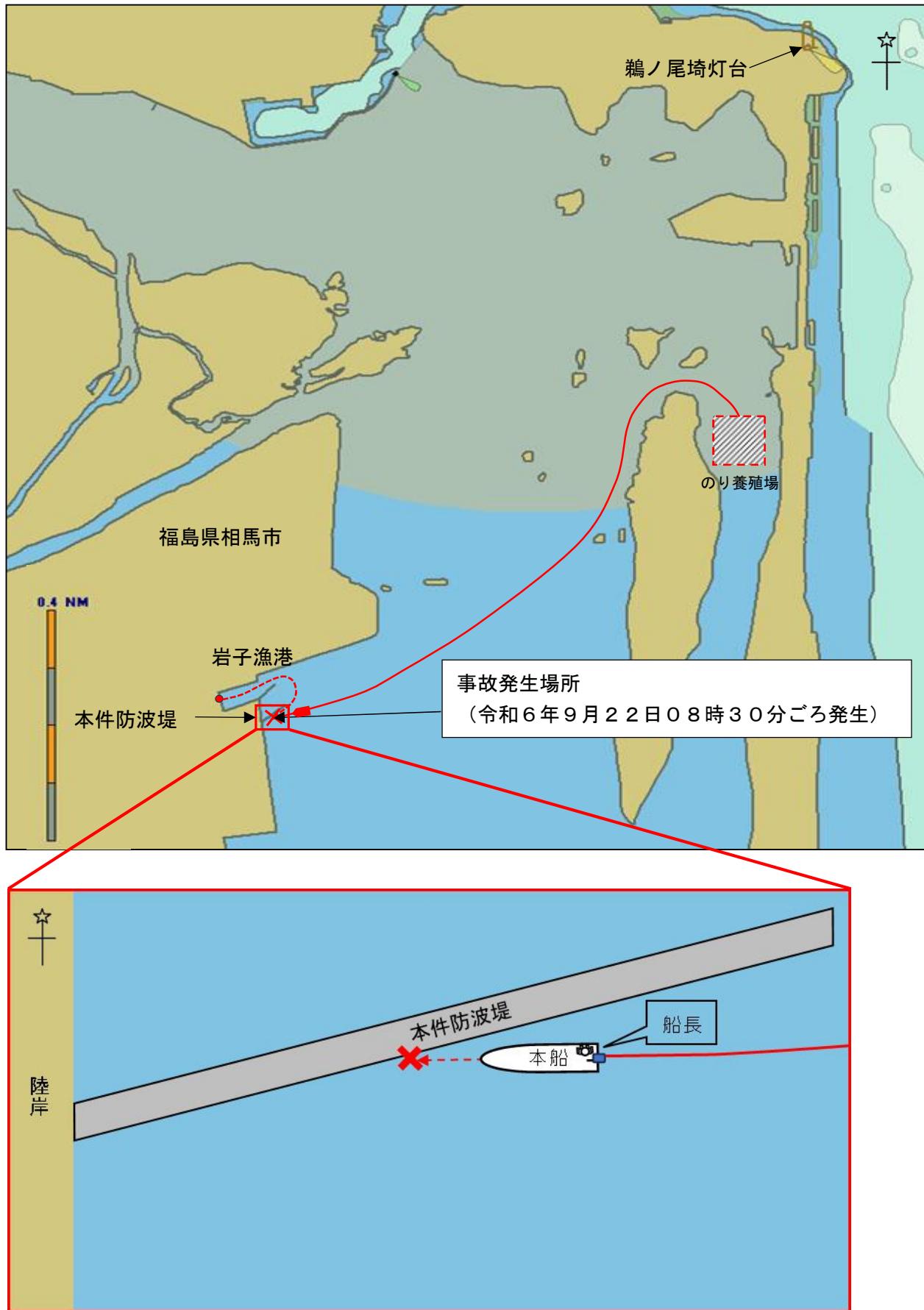
令和7年7月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和6年9月22日 08時30分ごろ
発生場所	福島県相馬市松川浦漁港（岩子地区） 鵜ノ尾埼灯台から真方位 $212^{\circ} 1.4$ 海里付近 (概位 北緯 $37^{\circ} 48.3'$ 東経 $140^{\circ} 58.3'$ )
事故の概要	漁船はなざわ丸は、漂泊する際、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和6年10月1日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 はなざわ丸、0.3トン
船舶番号、船舶所有者等	F S 3-6473（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	本船 右舷船首付近に擦過傷 防波堤 なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、のり養殖作業の目的で、係留場所である松川浦漁港（岩子地区）（以下「岩子漁港」という。）の北西方沖に設置しているのり養殖場に向け、岩子漁港を出航した。</p> <p>船長は、のり養殖場での作業を終えて帰航中、尿意を催したので、岩子漁港防波堤（以下「本件防波堤」という。）付近において、本船の行きあしを止めて漂泊し急いで用を足そうとして立ち上がったところ、本船の船首が本件防波堤に衝突した。</p> <p>船長は、本船が本件防波堤に衝突した反動でバランスを崩して落水した。</p> <p>本件防波堤付近の水深は、船長の腰ぐらいの深さであり、船長は、海上保安庁への通報はせず、自力で右舷船尾側から本船に乗り込んで係留場所に帰航した。</p> <p>船長は、帰宅後、着替えようとして、履いていた胴長を脱いだところ、左脇脛付近に切り傷があることに気付き、心配した家族が119番通報を行った。</p> <p>船長は、救急車で相馬市内の病院に搬送され、左下腿部裂傷と診断され、治療後に帰宅した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p> <p>船長は、行きあしを止めようと船外機のスロットルグリップを全閉の位置に戻し、ギヤシフトレバーを中立の状態にしたつもりで本船が</p>

	<p>停止していると思っていたが、同レバーが前進の状態であり、本船が僅かに前進していることに気付かなかった。</p> <p>船長は、落水後、慌てて右舷船尾側から本船に乗り込もうとした際、回転していた船外機のプロペラ翼が左足に接触した。</p> <p>船長は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約0.6mであった。</p>
分析	<p>本船は、船長が、漂泊しようと船外機のスロットルグリップを全閉の位置に戻し、ギヤシフトレバーを中立の状態にしたつもりで本船が停止していると思っていたが、急いで用を足そうとした際、本船の速力を確認しなかったことから、同レバーが前進の状態で、本船が僅かに前進していることに気付かず、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、立ち上がったところで、本船が本件防波堤に衝突した反動でバランスを崩して落水し、慌てて右舷船尾側から本船に乗り込もうとした際、回転していた船外機のプロペラ翼が左足に接触して負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件防波堤の間近において、船長が、船外機のギヤシフトレバーを中立の状態にしたつもりで本船が停止していると思っていたが、船上から用を足そうとした際、本船の速力を確認しなかったため、本船が前進していることに気付かず、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船外機船の船長は、漂泊する際、機関が中立状態であることを確認すること。</li> <li>・船外機船の船長及び乗組員は、落水して本船に乗り込もうとする場合、プロペラ翼が体に接触する恐れがあるので、船外機付近には近づかないこと。</li> <li>・船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。</li> </ul>

付図 1 事故発生経過概略図



一般財団法人日本水路協会発行の航海用電子参考図（new pec）を使用